

災害時等における物資供給に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と株式会社丸エス（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等において必要な物資の供給に関する協力（以下「物資供給」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲の要請により乙が実施する物資供給について、必要な事項を定める。

（物資供給の要請）

第2条 甲は、乙による物資供給が必要になったときは、要請書（別記第1号様式）により、物資供給を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に口頭、電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、物資供給の実施の可否を速やかに回答するものとする。

（物資供給の内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う物資の範囲は次に掲げる品目のうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) ペット用品
- (2) その他甲乙協議のうえ、決定した事項

（物資供給の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から物資供給の要請を受けたときは、可能な限り速やかに、物資供給の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲に物資供給を実施したときは、実施状況報告書（別記第2号様式）により、実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として甲が指定する場所において行うものとする。

ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施する物資供給に要した費用については、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

（安全衛生管理）

第7条 甲及び乙は、物資が安全に使用されるために、物資の特性を十分に考慮し、運搬・保管・供給の各過程において、管理に注意しなければならない、第5条の引渡前については乙が、引渡後については甲が、それぞれ責任をもって管理を行う。

2 第5条の引渡しの際、甲は、乙立会いのもと物資の品質等につき検査を行う。

管理上の問題が生じた場合、検査の際に瑕疵があり、甲が乙にその場で瑕疵がある旨通知したときに限り乙は責任を負い、それ以外のときは甲が責任を負う。

3 前項の目的達成のため、乙は甲に対し、第5条の引渡しの際、使用期限等の通知を行う。

4 甲は、物資の供給に際し、前項により通知された使用期限等内に物資が消費されるよう十分注意する。

(事故の報告)

第8条 乙は、物資供給の実施において事故があったときは、文書により速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資供給の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙は、物資供給の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(損害補償)

第10条 この協定に基づき、乙が実施する物資供給に従事した者（以下「従事者」という。）が物資供給の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合及び次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は業務に従事した者が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(個人情報保護)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく物資供給に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。なお、この協定の終了後も同様とする。

(連絡担当者の指定)

第12条 物資供給の要請の手続きを円滑に行うため、甲及び乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届（別記第3号様式）により文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書にて報告するも

のとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで継続するものとする。

(雑則)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月16日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

乙 奈良県奈良市中町3991-3
株式会社丸エス
代表取締役 坂上 雅一郎